

改正 平成27年3月5日法人規則第7号 平成28年7月7日法人規則第6号
平成29年5月10日法人規則第3号 令和2年4月1日法人規則第2号
令和3年4月21日法人規則第2号

(設置)

第1条 公立大学法人九州歯科大学（以下「本学」という。）が、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第109条第2項及び学校教育法施行令（昭和28年10月31日政令第340号）第40条に規定する認証評価を受けるにあたり、認証評価の円滑な運営を図るため、九州歯科大学認証評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 認証評価に係る資料整備状況の確認に関する事。
- (2) 認証評価の評価結果に基づく改善策に関する事。
- (3) その他認証評価に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長・学長
 - (2) 副理事長
 - (3) 事務局長
 - (4) 九州歯科大学副学長の業務等に関する規程第4条第1項第1号に定める副学長（以下「副学長」という。）
 - (5) その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第5号の委員は、理事長・学長が命ずる。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事長・学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、理事長・学長の指名した委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 第3条第1項第5号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(認証評価作業実施部会)

第9条 委員会に、認証評価に係る具体的な事項を検討し実施させるために、認証評価作業実施部会を置くことができる。

- 2 認証評価作業実施部会に部会長をおき、副学長をもって充てる。
- 3 認証評価作業実施部会は、部会長の外、委員長が指名する者で構成する。
- 4 認証評価作業実施部会の運営については、委員長と協議の上部会長が行うものとする。

(自己評価部会)

第10条 委員会に、認証評価作業実施部会が行う作業を補助するために、自己評価部会を置くことができる。

2 自己評価部会に自己評価部会長をおき、認証評価作業実施部会長の指名する者をもって充てる。

3 自己評価部会は、認証評価作業実施部会長の指名する者をもって構成する。

4 自己評価部会の運営については、認証評価作業実施部会長と協議の上、自己評価部会長が行うものとする。

(事務)

第11条 委員会及び認証評価作業実施部会に関する事務は、関係部署の協力を得て経営管理部企画広報課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年3月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月5日法人規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月7日法人規則第6号)

この規則は、平成28年7月7日から施行する。

附 則 (平成29年5月10日法人規則第3号)

この規則は、平成29年5月10日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日法人規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月21日法人規則第2号)

この規則は、令和3年4月21日から施行する。